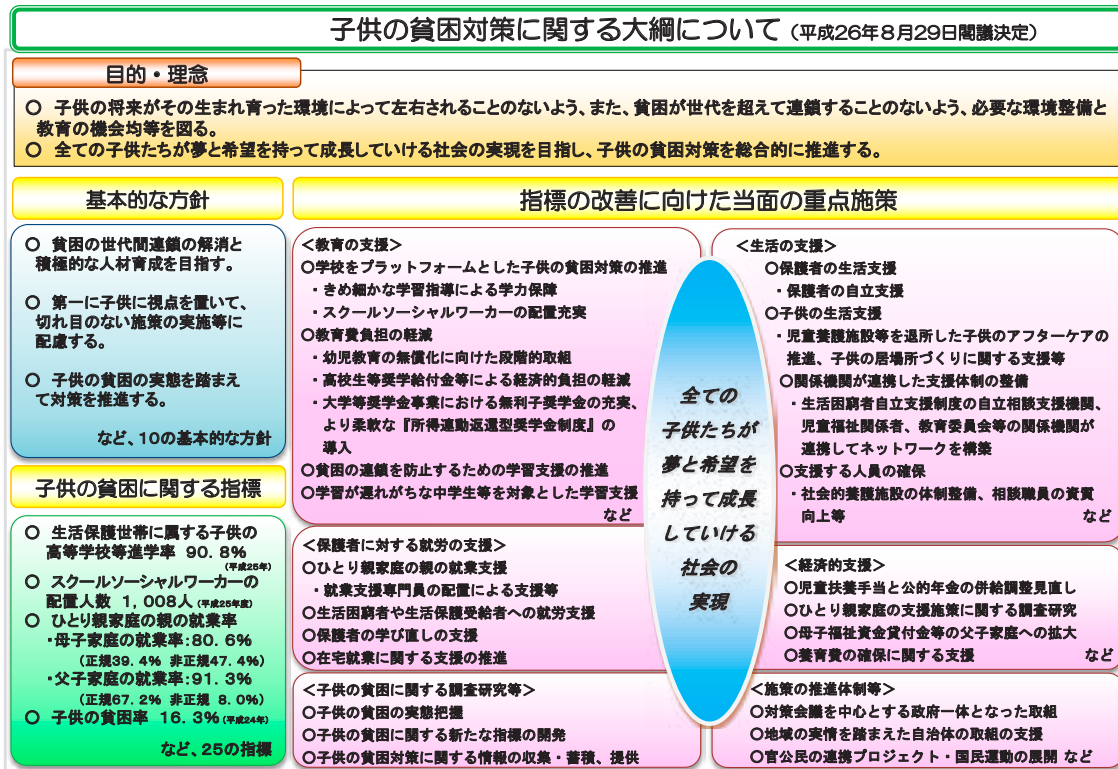


第2-3-16図 子どもの貧困対策に関する大綱



(3) 経済的困難を抱える家族への支援（文部科学省，厚生労働省）

（第2部第2章第1節5「経済的支援の充実」を参照。）

(4) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進（文部科学省）

全ての子どもが集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置付け、子供の貧困問題を早期に発見し、教育と福祉・就労との組織的な連携、学校における確実な学力保障・進路支援、地域による学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることが重要である。

文部科学省では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を推進しており、平成27（2015）年度においては、1,466人から2,447人に増加することとしている。また、学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生などを対象に、大学生や元教員などの地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を平成27年度から新たに2,000中学校区で実施することとしている。

(5) ひとり親家庭への支援（厚生労働省）

第1部でみたとおり、子供がいる現役世帯のうち、ひとり親家庭が特に経済的に困窮しているという実態がうかがえる。

厚生労働省は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭39法129）などにに基づき、子育て・生活支援策（保育所の優先入所など）、就業支援策（知識技能の習得に係る給付金の支給など）、養育費の確保策（養育費・面会交流相談支援センターの設置など）、経済的支援策（児童扶養手当の支給など）といった総合的な自立支援策を展開している¹¹⁹。また、平成25（2013）年3月から施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平24法92）により、母子家庭の母と父子家庭

119 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html